

通級による指導の手引

平成 30 年 4 月

秋 田 県 教 育 委 員 会

はじめに

我が国は、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年にこれを批准しました。同条約で提唱された「インクルーシブ教育システム」を構築するための最も本質的な視点は、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」であります。したがって、障害のある者とない者とが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが大切です。すなわち、小・中学校等の通常の学級、通級による指導及び特別支援学級や、特別支援学校といった、多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」が確保され、それぞれにおいて、児童生徒一人一人の十分な学びを確保していくことが求められています。

本県における「通級による指導」は平成5年度に始まって以来、年々その充実を見ております。平成18年度に8教室の設置から始まったLD等の通級指導教室については、特に利用希望が多く、平成30年度は新設教室として小・中学校4教室に、初めて設置される高等学校1教室を加え、33教室に拡充されました。通級指導教室では、対象児童生徒の障害特性を的確に捉え、障害に応じた配慮の下、解決に向けた方略を児童生徒本人が身に付け、活用できるよう指導に努めています。また、通常の学級や家庭等における課題を改善・克服できるよう効果的な指導・支援方法を学級担任や保護者等と共有しています。今後は、平成30年度から実施する第三次秋田県特別支援教育総合整備計画に示すように「通級指導教室による地域における特別支援教育の拠点」としての機能発揮が期待されています。

本手引きの改訂は平成20年以来となります。今回は、特に高等学校における通級による指導に関する内容を加えるとともに、日々の指導実践の指針として「特別な指導の具体的な内容」や「通級指導教室と児童生徒在り学校との連携」等について改めています。本手引が十分に活用され、障害のある児童生徒の自立と社会参加を促す効果的な指導の円滑な提供と充実に資することを願っています。

平成30年4月

秋田県教育委員会

目 次

－ はじめに －

第1章 通級による指導の概要	1
1 「通級による指導」とは	1
2 通級による特別の指導の場	1
3 通級による指導の対象となる児童生徒	2
第2章 通級による指導の運営	4
1 就学支援	4
2 教育課程	4
3 特別な指導の具体的な内容及び時数	5
4 指導計画の活用と記録の管理及び指導要録の取扱い	7
5 通級による指導実施上の留意事項	8
6 その他	9
第3章 秋田県通級による指導実施要綱	11
1 小・中学校自校通級実施要綱	11
2 小・中学校他校通級実施要綱（同一市町村の場合）	12
3 小・中学校他校通級実施要綱（市町村が異なる場合及び特別支援学校の場合）	14
4 高等学校通級実施要綱	16
第4章 通級による指導の手続き	18
1 通級による指導の開始から終了までの手順と通知等について	18
2 通知等の様式例	24
＜参考資料＞	
資料1 学校教育法施行規則の一部改正等について（通達）	39
資料2 学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）	42
資料3 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	45
資料4 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）	52
資料5 平成30年度通級指導教室等設置一覧	59
参考図書	60

第1章 通級による指導の概要

1 「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別の場で受ける指導形態です。小・中学校においては平成5年から、高等学校においても平成30年度から制度化されました。

通級による指導では、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

児童生徒は通常の学級に在学しているので、通級指導教室に通うために学籍を移動する必要はありません。また、他の学校に通って通級による指導を受ける場合においても、在学校の校長がその授業を自校の授業とみなす（教育課程の一部とする）ことができます。

2 通級による特別の指導の場

通級による指導を行う特別の指導の場としては、主に次の3つがあります。

- (1) 通級指導教室（59ページ：平成30年度通級指導教室設置校等一覧参照）
- (2) 特別支援学級（知的障害特別支援学級を除く）にて実施することが可能
- (3) 特別支援学校

本県では、平成30年度、視覚支援学校（サテライト教室）、聴覚支援学校（サテライト教室）、秋田きらり支援学校（中通病院内）、ゆり支援学校（由利組合病院内）において指導が可能です。

※1) 実施形態

実施形態として、次の3つがあります。

- ①「自校通級」・・・児童生徒が在学する学校において指導を受ける形態
- ②「他校通級」・・・他の学校に通級し、指導を受ける形態
- ③「巡回による指導」・・・通級による指導の担当教員が該当する児童生徒が在籍する学校に赴いて指導を行う形態

※ 「巡回による指導」は、通級指導担当教員が、本務と異なる学校以外の学校において通級による指導を行うこととなります。その場合には、各教育委員会が当該教員に対し、複数校兼務の兼務発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりするなどして、通級による指導を行う学校における身分扱いを明確にする必要があります。

※2) 一般に、通級による指導を受けることができる学校を「通級指導校」又は「設置校」、児童生徒が在学している学校を「在学学校」又は「在籍校」と呼んでいます。

3 通級による指導の対象となる児童生徒

通級による指導の対象となる児童生徒は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒です。対象となるかどうかの判断に当たっては、個々の児童生徒について、障害の状態や改善の見通し、通常の学級における学習状況等を十分考慮する必要があります。

平成25年10月4日付25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(資料3)及び平成28年12月9日付28文科初第1038号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」(資料4)の内容をまとめると、通級による指導の対象となる障害の種類及び程度は、次のとおりです。

(1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(7) 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に釣り合いなない注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

第2章 通級による指導の運営

1 就学支援

(1) 通級による指導の対象となる児童生徒の判断

指導の対象となる児童生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要な者を含む）については、乳幼児健診、就学時健診や各学校の健康診断時の諸検査及び幼稚園・保育所・認定こども園等の実態調査などで把握されます。また、日常の学習や学校生活において困難さが見られることで学級担任等が気付くことがあります。あるいは県総合教育センターや特別支援教育地域センター等の教育相談において把握されることもあります。通級による指導を実施する高等学校においては、入学を希望する生徒やその保護者に対する学校説明会等において、通級による指導の目的や内容等について説明をする必要があります。

通級による指導の対象者の判断は、当該児童生徒について特別の教育課程を編成するかの判断であることから、在学校の校長が行うこととなります。対象者の判断に当たっては、児童生徒に対する情報の収集や行動の観察、生徒や保護者に対するガイダンスを行うとともに、特別支援教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行い、適正を期することが必要です。また、教育委員会からの助言を得ながら校内委員会等における検討を行うとともに、児童生徒や保護者との「合意形成」を図ることが重要です。必要に応じて、継続的な対話の機会を設けたり、合理的配慮の提供に関する意思表示をするなどの対応が求められます。

(2) 通級による指導の開始及び終了

通級による指導は、通級による指導の必要が認められた場合に開始となりますので、年度途中でも通級は可能です。その際は、教育委員会や指導を受ける通級指導教室と協議をし、指導時間の調整が必要となります。

また、障害の状態が改善されるなど、通級による指導の必要がなくなった場合には、年度途中に終了することもあります。

2 教育課程

(1) 通級による指導の教育課程の取扱い

通級による指導は、学校教育の一環として教育課程に位置付けられています。具体的には、対象児童生徒が在学する学校の校長が、通級指導教室における指導の時間を自校の授業と見なすことができるということです。このような教育課程の取扱

いについては、学校教育法施行規則に定められていますが、その趣旨をまとめると次のようになります。

小・中学校等^(※)の通常の学級、高等学校等^(※)に在学している障害がある児童生徒に対して通級による指導を行う場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができる。

＜学校教育法施行規則第140条関係＞

児童生徒が、その在学する学校以外の学校において通級による指導を受ける場合（いわゆる他校通級の場合）、当該児童生徒が在学する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、当該在学小・中学校等^(※)、高等学校等^(※)の特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

＜学校教育法施行規則第141条関係＞

※「等」には、義務教育学校、中等教育学校が含まれる。

(2) 特別の教育課程

「特別の教育課程」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とした指導を、教育課程に加え、又はその一部に替えることです。

高等学校においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領に規定する必修教科・科目及び総合的な学習の時間等に替えることはできないとされていることに留意することが大切です。

3 特別な指導の具体的な内容及び時数

(1) 指導内容

通級による指導の教育内容は、特別支援学校の自立活動に相当する指導です。

特別支援学校における自立活動とは、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとして、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。

自立活動では、学習指導要領に示された内容の全てを取り扱うのではなく、個々の児童生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて、実態から導かれる指導目標を達成するためのオーダーメイドの指導を行います。個々の児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、実態把握に基づき、指導目標を設定

し、その目標を達成するための指導計画に沿って実践・評価します。

したがって、教育課程の編成を行うに当たっては、特別支援学校学習指導要領及び同解説自立活動編、通級による指導の手引き等を参考にすることが有効です。

なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。ここでは、単なる学習上の遅れを取り戻すための指導は、通級による指導の趣旨に沿った指導と言えないことに十分留意する必要があります。

(2) 授業時数

特別の指導を行う場合の授業時数は、自立活動の指導と各教科の補充指導を合わせて、年間35～280単位時間の範囲で行うことが標準となっています。また、学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間の範囲で行うことを標準としており、高等学校においても同様です。

なお、高等学校及び中等教育学校後期課程における特別の指導に係る修得単位数は年間7単位を超えない範囲で設定することになっています。もし、月1単位の頻度で実施した場合、1年間で単位認定の対象となる35単位時間に満たないため、単位認定ができません。学年をまたいで実施したり、長期休業期間等に一部追加で指導を実施したりすることなどにより、2以上の年次にわたって1単位時間以上を履修した場合には、単位認定の対象とすることができます。

障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。

<平成18年3月31日付 学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）>

(3) 指導時間等に関する配慮事項

指導時間や時間帯については、学校や地域、児童生徒のニーズ、指導内容等を考慮しながら適切に定めることが必要です。また、時間帯の偏りや児童生徒の負担過重にならないよう配慮が必要です。

(4) 指導の形態

通級による指導は、自立活動が中心となるため、個別指導が中心となりますが、障害の程度や年齢、学習の状況が同じ程度であったり、共通する課題をもっていたりする場合において、必要に応じてグループ指導を組み合わせ実施することが可能です。

4 指導計画の活用と記録の管理及び指導要録の取扱い

(1) 個別の指導計画及び個別の支援計画

個別の指導計画を作成し、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確化することは、個に応じたきめ細かな指導を行う上で有効です。また、個別の支援計画を活用することにより、適切な指導及び必要な支援を関係者で共有でき、継続的な実施が可能となります。これらは、通級による指導を利用する児童生徒について作成することが義務付けられております。作成に当たっては、保護者の意見を十分に反映させながら、在学期と通級指導担当教員が連携して作成・策定します。これらの計画は指導・支援の記録としても活用できます。

(2) 通級による指導の記録

個別の指導計画や個別の支援計画、指導要録の他に、通級による指導の記録については、「学校教育法施行規則の一部改正等について（通達）」（資料1参照）にも示されているように、その作成や適正な管理が求められており、指導要録などの公簿に準じるものとして取扱うべきです。

他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行っている学校にあっても、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成することが必要です。

作成に当たっては、当該児童生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記載し、適正に管理します。また、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知し、在学期における教育にも役立てるようにします。

(3) 指導要録

指導要録の記載に関しては、指導要録の様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載します。

高等学校においては、これに加えて様式1裏面の「各教科・科目等の修得単位数

の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載します。

5 通級による指導実施上の留意事項

(1) 通級指導教室と児童生徒在学学校との連携

通級指導担当教員と児童生徒が在学する学校関係者によるケース会議等を開催し、当該児童生徒の教育について協議するとともに、指導の成果を通常の学級の指導においても十分に生かせるようにするなど、両者の連携協力が図られるように配慮することが必要です。特に、他校通級の場合は、児童生徒の学習の様子等を把握するために、通級による指導の担当教員や学級担任が相互に学校を訪問して授業参観をしたり、情報交換をしたりすることが有効です。このような連携を促進するために、相互訪問や担当者連絡会等を期間を指定して設けるなどの工夫が望まれます。

(2) 通級指導教室を設置する学校や地域における支援体制

通級指導教室を設置する学校は、担当教員が通級による指導を充実させることができるよう、学校経営の重要な項目として通級指導教室を位置付ける必要があります。また、他校通級児童生徒が放課後の通級による指導を希望する傾向があることから、校務分掌等における担当教員の負担軽減にも配慮が必要です。

通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、必要とされる指導内容及び授業時数を含め、その必要性を検討するなど校内支援体制との連携協力を図るとともに、秋田県教育委員会に設けられた「専門家・支援チーム」や巡回相談など各地域における支援体制の活用を進めることが重要です。

(3) 学校の設置者間の連携

同一市町村に通級指導教室がない場合には、他市町村の通級指導教室を設置する学校に通級することになります。学校の設置者が異なることになりますので、双方の学校設置者間の協議も必要です。

また、通知等事務手続きについても適切に行われなければなりません。

(4) 通級による指導を受ける場合の通学に要する時間の取扱い

他校通級の場合には、通学に要する時間がかかりますが、この時間は通級による指導の時間には含めることができないので留意しなければなりません。

(5) 通級に要する交通費や通級途中の児童生徒の事故等への対応

通級による指導は、正規の教育課程に位置付けられていますので、他の小・中学校の「通級指導教室」に通学するために必要な交通費は、就学奨励費の補助対象となります。

また、他校通級は、当該児童生徒が在学する学校の正規の教育課程に位置付けられていますので、そのための通学は、学校の管理下にあることを示します。したがって、他校通級の途中での事故については、災害共済給付を受けることができます。

(6) 他校通級の場合の保護者の付添い

通級途中の事故を防ぐため、保護者の付添いが望ましいでしょう。ただし、児童生徒の実態や家庭の状況等により、一人で通級する際には、保護者をはじめ、関係者で十分な話し合いをもつことが必要です。

6 その他

(1) 担当する児童生徒（重複障害等への対応）

通級による指導を担当する教員は、基本的には、学校教育法施行規則第140条に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなりますが、近年の障害の多様化を踏まえ、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて、通級による指導として教育上効果的な指導が実施できる場合には、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができます。

(2) 対象が中学生や幼児の場合の対応

中学生の通級による指導は、中学校の教育課程の一環として、中学校において中学校の教員により行われるものですが、小学校の通級指導教室において、中学生を対象とした通級指導を実施することもできます。その場合には、当該小学校の通級指導担当教員が小学校と中学校の教員免許状を有していることを前提に、中学校の教員として兼務発令を行なった上で、当該教員が小学校と中学校を兼務して実施することになります。

また、幼児はこの指導の対象とはなりませんが、幼児期における早期発見、早期対応を目的として、通級指導担当教員が幼児の教育相談に応じるなど、教育サービスとして行なっているケースがあります。

(3) 種々の理由により定期的に通級できない児童生徒への対応

1か月～3か月、または学期に1回程度の教育相談を行い、児童生徒の様子を観

察しながら、家庭でできることや気をつけてほしいことなどを話し合っているケースもあります。また、来室ができない場合には、電話での相談に応じている教室もあります。

学校行事などで通級による指導を受けることができない時は、事前にその理由を通級指導教室担当教員に話し、調整することが望ましいでしょう。

第3章 秋田県通級による指導実施要綱

次に示すのは、本県通級による指導実施要綱です。各市町村等教育委員会においては、この要綱を参考にして、通級による指導の充実と適切な事務処理に努めるようにしてください。

なお、小・中学校において通級による指導を受ける場合には1、2、3を、高等学校において通級による指導を受ける場合には4を参考にしてください。

1 小・中学校自校通級実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第141条の規定に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、当該児童又は生徒が在学する学校において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級による指導の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、通級による指導を受けさせることが必要なものを含む）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を行う学校名を校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は市町村等教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 校長は、前条第2項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村等教育委員会に通知するものとする。

(保護者への通知)

第4条 市町村等教育委員会は、前条の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第5条 校長は、通級による指導を受けている児童又は生徒について、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、校長及び児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第6条 その他、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

この要綱は平成13年1月6日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

2 小・中学校他校通級実施要綱（同一市町村の場合）

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第141条の規定に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、当該児童又は生徒が在学する小学校又は中学校の設置者と同じ市町村等が設置する他の小学校又は中学校（以下「小学校等」という）において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級による指導の通知等)

第2条 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、就学すべき小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校

(以下「通級指導校」という)を、当該児童又は生徒が在学する学校(以下「在学
校」という)の校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等教育支援
委員会等の意見を聴取するものとする。

4 市町村等教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級指導校に対し、当該児童又
は生徒の氏名及び在学を通知するものとする。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在学及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第4項の通知を受けたとき
は、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議するものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る当
該学校における指導内容及び指導時間を、在学学校の校長に通知するものとする。

3 在学学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係
る特別の教育課程を編成し、市町村等教育委員会に通知するものとする。

(保護者への通知)

第4条 市町村等教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときは、当該児童又は生
徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通
知するものとする。

(通級による指導の終了)

第5条 在学学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又
は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必
要がなくなったものと判断するときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知
するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による
指導を受けさせる必要がないと認めるときは、通級指導校及び在学学校の校長並びに
児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等教育支援
委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第6条 その他、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定め
る。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

この要綱は平成13年1月6日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

3 小・中学校他校通級実施要綱（市町村が異なる場合及び特別支援学校の場合）

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第141条の規定に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、当該児童又は生徒が在学する小学校又は中学校の設置者と異なる市町村等が設置する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「小学校等」という）において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（通級による指導の通知等）

第2条 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、就学すべき小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む）について、他の市町村等が設置する小学校等において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ当該他の市町村等教育委員会（以下「他市町村等教育委員会」という）と協議した上で、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という）を、当該児童又は生徒が在学する学校（以下「在学学校」という）の校長に通知するものとする。

3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

4 市町村等教育委員会は、第2項の通知と同時に、他市町村等教育委員会及び通級指導校に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知するものとする。

（特別の教育課程の編成等）

第3条 他市町村等教育委員会は、前条第4項の通知を受けたときは、在学学校の校長の意見を聴いた上で、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について、市町村等教育委員会及び通級指導校の校長と協議するものとする。

- 2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る通級指導校における指導内容及び指導時間を、在学校の校長に通知するものとする。
- 3 在学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村等教育委員会に通知するものとする。

(保護者への通知)

第4条 市町村等教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第5条 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村等教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 市町村等教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、他市町村等教育委員会、通級指導校及び在学校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知に当たっては、市町村等教育委員会は、あらかじめ市町村等教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第6条 その他、通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行する。

この要綱は平成13年1月6日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

4 高等学校通級実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年12月9日付け28文科初第1038号文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」に基づき、秋田県立高等学校（以下「高等学校」という。）において「通級による指導」を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定める。

(通級による指導の定義)

第2条 「通級による指導」とは、高等学校に在籍する障害のある生徒で、障害の状態の改善又は克服を目的とした指導の必要な者（以下「対象生徒」という。）に対して、高等学校における特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）で行う特別の教育課程による指導（以下「特別の指導」という。）をいう。

(対象生徒)

第3条 前条に規定する対象生徒とは、発達障害（LD、ADHD等）がある生徒をいう。この場合において、その具体的な判断は、平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期から一貫した支援について」に定めるところによる。

2 通級を受ける生徒（以下「通級生徒」という。）は、高等学校の校内委員会等における検討を経て、校長が決定する。

(通級指導教室の設置)

第4条 通級指導教室の設置については、県教育委員会が定める。

(通級による指導の形態)

第5条 「通級による指導」の形態は、次によるものとする。

- (1) 自校に設置されている通級指導教室で指導する（自校通級）。
- (2) 他校に設置されている通級指導教室で指導する（他校通級）。

第6条 通級指導教室設置校（以下「設置校」という。）の校長は、前条の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は、通級による指導の担当教員（以下「通級担当教員」という。）を、「通級による指導」を実施する他の高等学校へ派遣して指導させる（以下「巡回指導」という。）ことができる。

2 前項の規定により巡回指導を行う通級担当教員は、通級による指導の兼務又は兼業の発令を受けて業務に従事する。

(通級による指導の実施)

第7条 設置校の校長は、通級指導教室の運営方針を作成し、学校全体の特別支援教育推進体制を整備するとともに、全職員の協力のもと通級指導教室を適切に運営する。

第8条 設置校の校長は、通級生徒の決定、指導の開始、終了及び中止についての対応を適切に行う。

2 通級生徒の指導の開始、終了及び中止に係る文書については、当該生徒が在籍する高等学校（以下「在籍校」という。）の校長が管理するとともに、教育委員会に届け出ること。

第9条 「通級による指導」を実施する際は、「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、本人・保護者の同意のもとに、効果的な指導を行う。

（教育課程）

第10条 「通級による指導」は、学校教育法施行規則第140条に規定する「特別の教育課程」によるものとする。

第11条 在籍校の校長は、通級生徒に係る特別の指導を、在籍校における当該生徒の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。

第12条 在籍校の校長は、通級生徒が、他の高等学校の通級指導教室において受けた授業を、在籍校における特別の教育課程に係る授業と見なすことができる。

第13条 在籍校の校長は、通級指導教室の教育課程を編成し、教育長に届け出る。

（指導内容）

第14条 「通級による指導」は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する事を目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

第15条 「通級による指導」の時数は、年間35時間を1単位とし、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。

2 通級生徒に係る週当たり授業時数は、当該生徒の障害の状態を十分に考慮して負担過重にならないよう配慮する。

（通級担当教員の指導時間）

第16条 実施校の校長は、通級担当教員の指導時間を適切に定める。

（指導要録）

第17条 在籍校の校長は、通級生徒に係る指導要録を管理する。

2 指導要録には、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や修得した単位数を「総合的所見及び指導上参考となる諸事項」等に記入する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第4章 通級による指導の手続き

次に示すのは、秋田県通級による指導実施要綱をもとにした、通級による指導の開始から終了までの手順と通知の様式例です。各市町村等教育委員会においては、これらを参考にし、通級による指導の充実と適切な事務処理に努めるようにしてください。

1 小・中学校における通級による指導の開始から終了までの手順と通知等について

(1) 手順と通知等の種類

下表の手順と通知等の種類にしたがって進めます。

(2) 通知等の送付者と受取者

下表に示したとおりです。表に示した在学学校等の名称については、次のようになります。

- ① 在学学校・対象児童生徒が在学する学校
- ② 通級指導校・対象児童生徒が通級による指導を受ける学校
- ③ 在学学校設置教育委員会・対象児童生徒の在学学校を設置する教育委員会

なお、児童生徒が他の市町村の小・中学校や特別支援学校等の設置者が異なる通級指導教室において指導を受ける場合には、通級による指導を実施する学校の設置者である教育委員会との事前協議を行うとともに、事務手続きに際しても当該教育委員会を経由して行う必要があります。その際の通知の様式については、様式例を参照してください。

手順	通知等の種類	通知等の送付者と受取者		様式例
①	対象児童生徒の通知	在学学校→在学学校設置教育委員会		1
②	通級指導校の通知	在籍校設置	→在学学校	2
	氏名・在学学校の通知	教育委員会	→通級指導校設置教育委員会・通級指導校	3
③	指導内容・時間の通知	通級指導校→在学学校		4
④	教育課程編成の通知	在学学校→在学学校設置教育委員会		5
⑤	保護者への通知	在学学校設置教育委員会→保護者		6
⑥	指導終了予定の通知	在学学校→在学学校設置教育委員会		7
⑦	指導終了の通知(1)	在学学校設置 教育委員会	→通級指導校設置教育委員会・通級指導校	8
	指導終了の通知(2)		→在学学校	9
	指導終了の通知(3)		→保護者	10

なお、自校通級の場合には、様式例3、4、8による手続きは必要ありません。

2 高等学校における通級による指導の開始から終了までの手順と通知等について

(1) 手順と通知等の種類

下表の手順と通知等の種類にしたがって進めます。

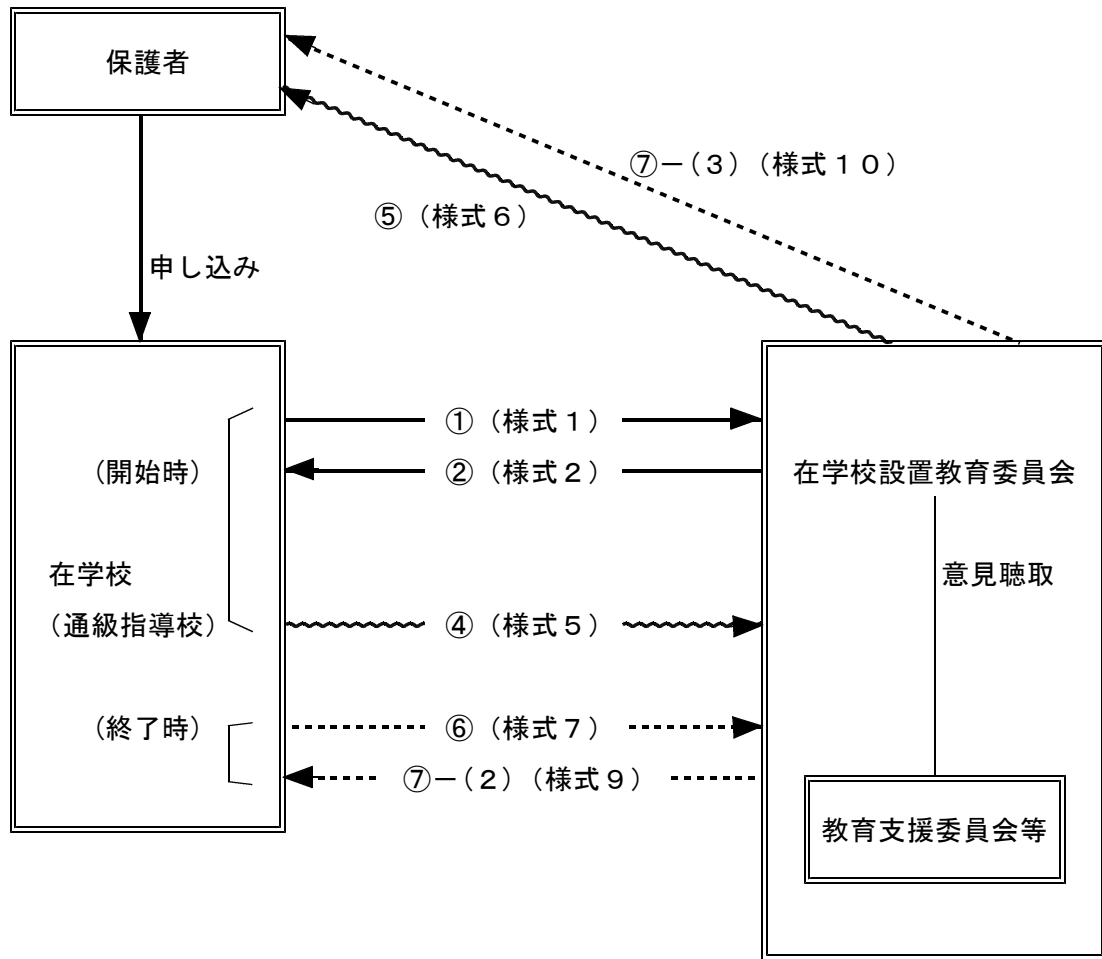
(2) 通知等の送付者と受取者

下表に示したとおりです。表に示した在籍校等の名称については、次のようになります。

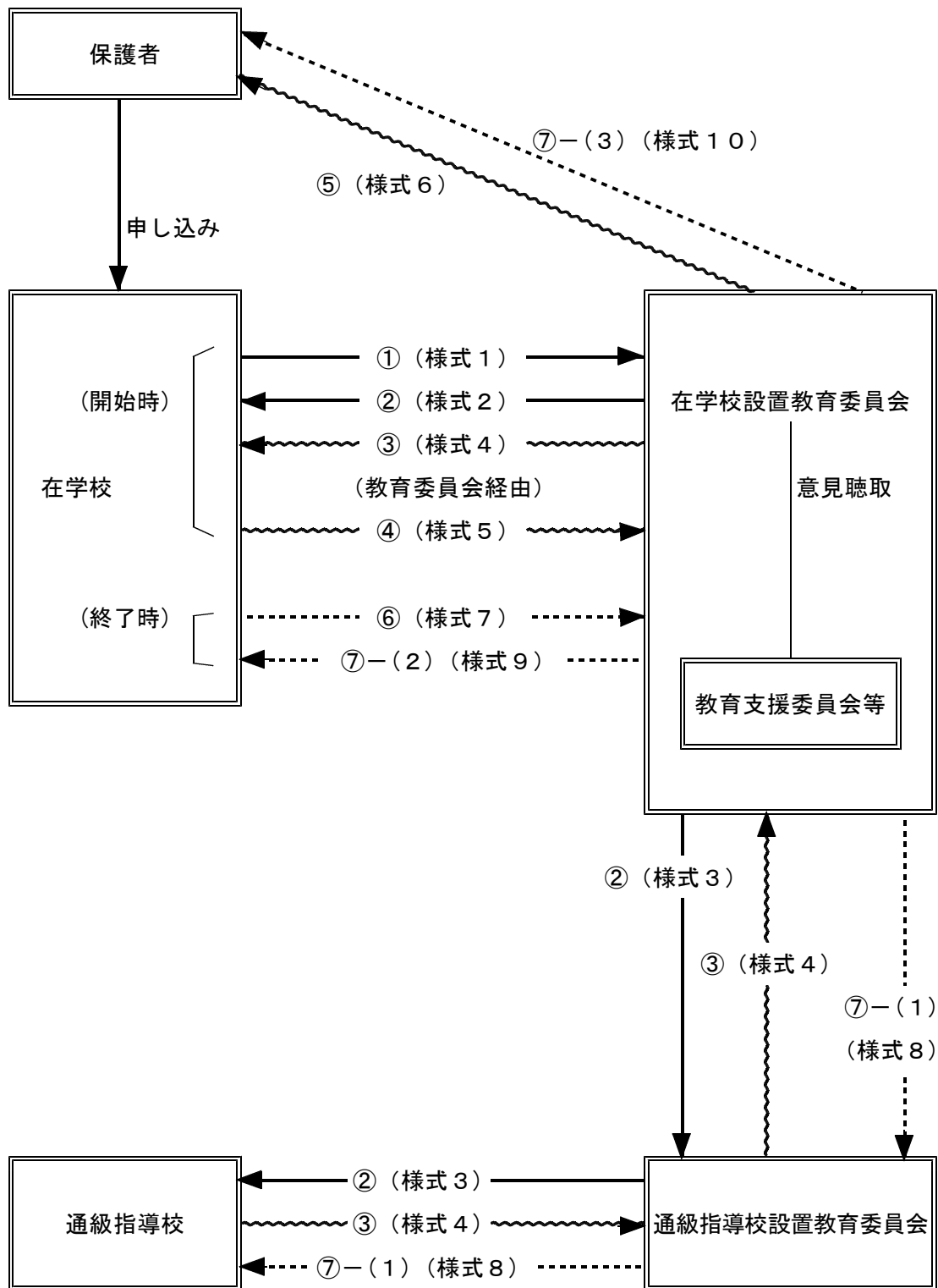
- ① 在籍校・対象生徒が在学する学校
- ② 設置校・対象生徒が通級による指導を受ける学校
- ③ 在籍校設置教育委員会・対象生徒の在籍校を設置する教育委員会

手順	通知等の種類	通知等の送付者と受取者	様式例
①	教育課程の編成の通知	在籍校→在籍校設置教育委員会	5-2
②	指導開始の通知	在籍校→在籍校設置教育委員会	1-1
		在籍校→保護者	6-2
③	指導終了の通知	在籍校→在籍校設置教育委員会	1-2
		在籍校→保護者	10-2
④	指導中止の通知	在籍校→在籍校設置教育委員会	1-2
		在籍校→保護者	10-2

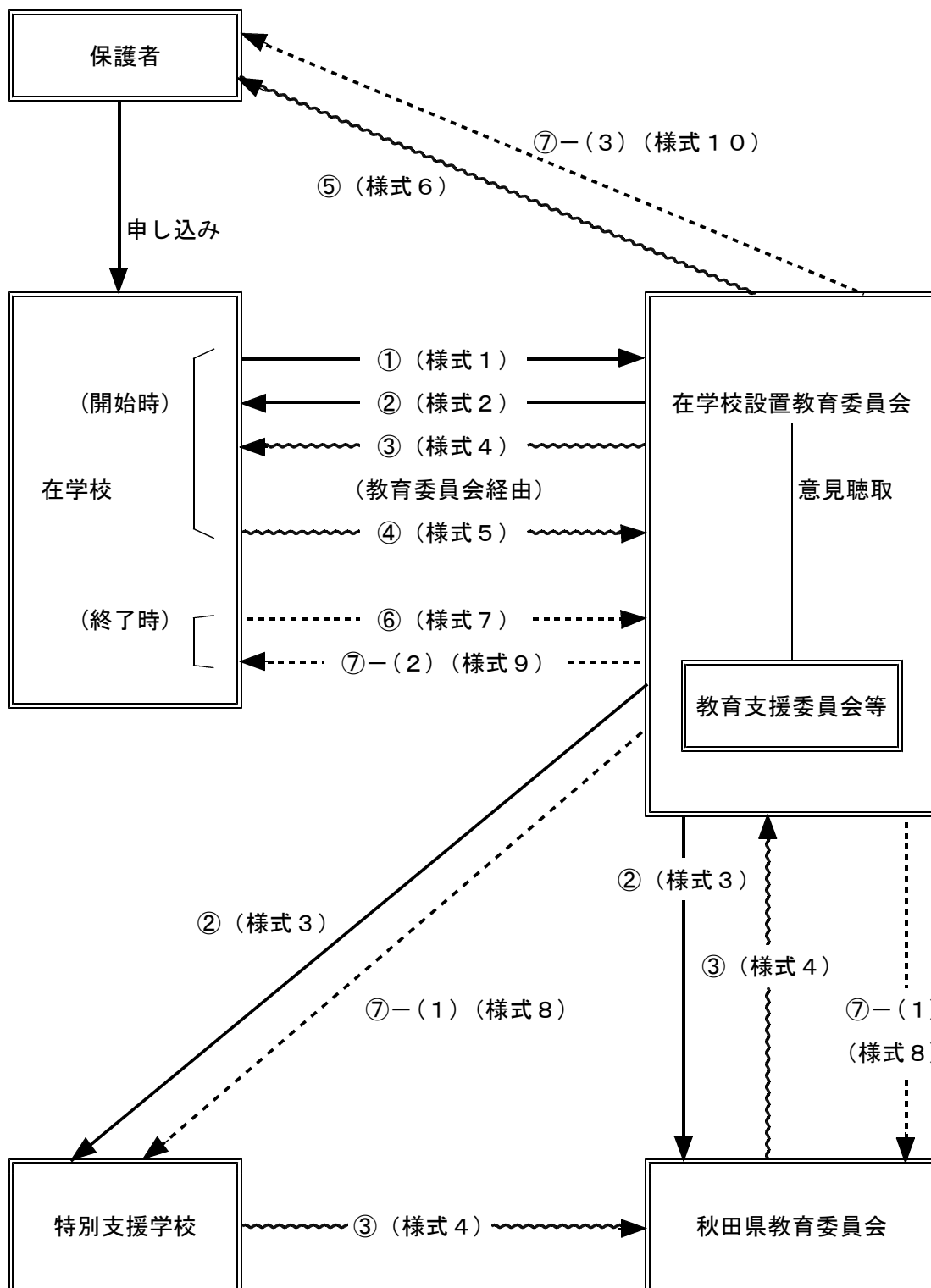
〈小・中学校における自校通級の手続きについて〉



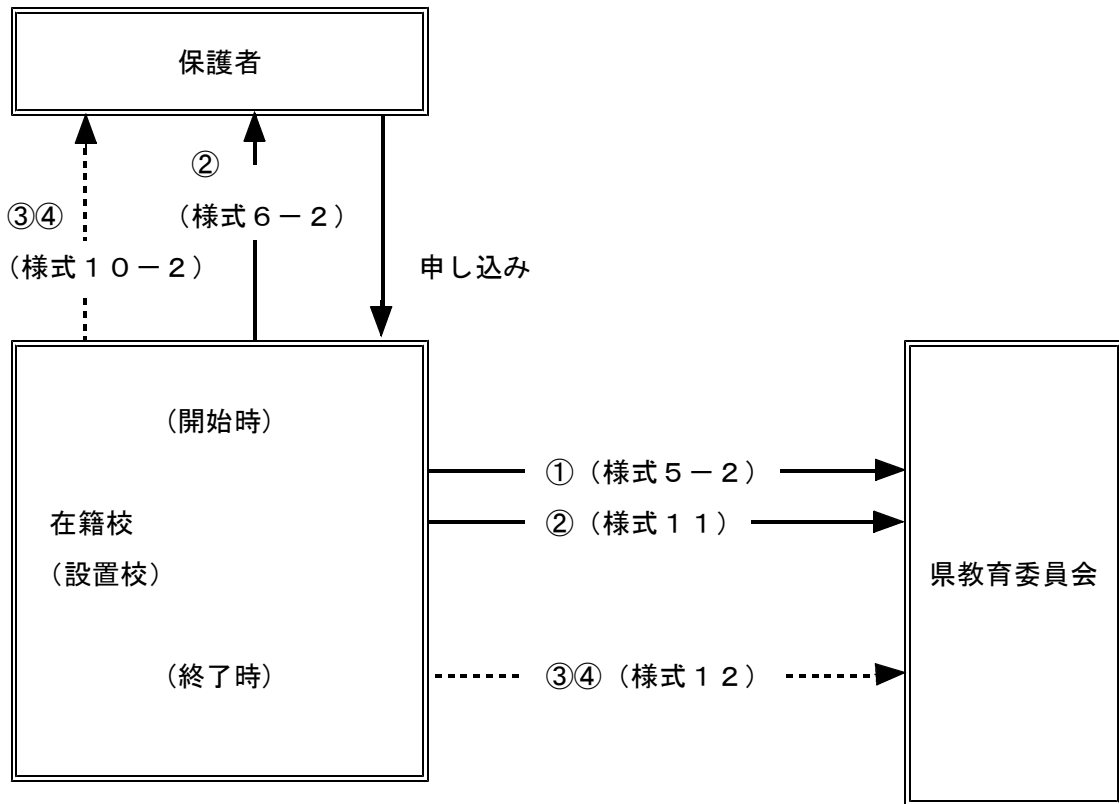
〈小・中学校における他校通級の手続きについて（市町村及び設置者が異なる場合）〉



〈他校通級の手続きについて（特別支援学校の場合）〉



〈県立高等学校における自校通級の手続きについて〉



2 通知等の様式例

【様式例 1】 対象児童生徒の通知

<在学学校→在学学校設置教育委員会>

文 書 番 号
平成 年 月 日

(在学学校設置) 教育委員会教育長 様

(在学学校) 長 印

通級による指導が必要な児童（生徒）について（通知）

次の児童（生徒）は、通級による指導を受けることが適当と思われるので、実施要綱第2条第1項の規定により通知します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生 (歳 月)	性 別	
		学 年	
		保護者名	
保護者の住所			
障害の状況			

文 書 番 号
平成 年 月 日

(在学) 長 様

(在学設置) 教育委員会教育長 印

通級による指導が必要な児童（生徒）について（通知）

平成 年 月 日付け、（文書番号）で通知のありました次の児童（生徒）は、
通級による指導を受けることが適当であるので、実施要綱第 2 条第 2 項の規定により通知
します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生 (歳 月)	性 別	
		学 年	
		保護者名	
通級による指導を行う学校名			
障害の状況			
教育支援委員 会等の意見			

【様式例 3】 対象児童生徒の氏名・在学校の通知

＜在 school 設置教育委員会→通級指導校設置教育委員会・通級指導校＞

文 書 番 号
平成 年 月 日

(通級指導校設置) 教育委員会教育長

(通 級 指 導 校) 長 様

(在 school 設置) 教育委員会教育長 印

通級による指導を受ける児童（生徒）について（通知）

次の児童（生徒）は、通級による指導を受けることが適当であるので、実施要綱第 2 条第 4 項の規定により通知します。

つきましては、指導についてよろしくお取り計らい願います。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生 (歳 月)	性 別	
		学 年	
		保護者名	
保護者の住所			
在 学 校 名			
障 害 の 状 況			

※ 自校通級の場合は、当該手続きは不要。

文 書 番 号
平成 年 月 日

(在学校) 長 様

(通級指導校) 長 印

(通級指導校設置) 教育委員会教育長 印

(月 日經由)

(在学校設置) 教育委員会教育長 印

(月 日經由)

通級による指導を受ける児童（生徒）の教育課程等について（通知）

通級による指導を受ける次の児童（生徒）の指導内容及び指導時間等を、実施要綱第3条第2項の規定により、次のとおり通知します。

つきましては、特別の教育課程の編成等についてよろしくお取り計らい願います。

フリガナ 児 童 (生 徒) 氏 名		性別		学年	
指 導 内 容					
指導の曜日 指導時間等	※ 巡回による指導の場合は、指導場所も記入。				

※ 自校通級の場合は、当該手続きは不要。

文 書 番 号
平成 年 月 日

(在学設置) 教育委員会教育長 様

(在学) 長 印

通級による指導を受ける児童（生徒）の教育課程について（通知）

平成 年 月 日付け、（文書番号）で通知のありました次の児童（生徒）の特別の教育課程の編成等について、実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

フリガナ 児童 (生徒) 氏名		性別		学年	
指導内容					
指導の曜日 指導時間等	※ 巡回による指導の場合は、指導場所も記入。				

※ 自校通級の場合は、実施要綱第3条第3項の部分が、実施要綱第3条となる。

文 書 番 号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

(在籍校) 長 印

通級による指導を受ける生徒の教育課程について (通知)

通級による指導を受ける次の生徒の特別の教育課程の編成等について、実施要綱第 13 条の規定により通知します。

フリガナ 生徒 氏名		性別		学科 学年	
指導内容					
指導の曜日 指導時間等					

文 書 番 号
平成 年 月 日

(保護者) 様

(在学設置) 教育委員会教育長 印

通級による指導について (通知)

次の児童 (生徒) の通級による指導の日時等について、実施要綱第 4 条の規定により通知します。

なお、通級に当たっては、事故等のないよう安全面への配慮をよろしくお願いします。

フリガナ 児童 (生徒) 氏 名		性 別	
		学 年	
在 学 校 名			
通級指導校名			
指導開始日・ 指導日時等	※ 巡回による指導の場合は、指導場所も記入。		

文 書 番 号
平成 年 月 日

(保護者) 様

(在籍校) 長 印

通級による指導について (通知)

次の生徒の通級による指導の日時等について、次のとおり通知します。

フリガナ 生徒名		性別		学科 学年	
在籍校名					
通級指導校名					
指導開始日・ 指導日時等					

文 書 番 号
平成 年 月 日

(在学学校設置) 教育委員会教育長 様

(在学学校) 長 印

通級による指導の終了について (通知)

次の児童 (生徒) の通級による指導の終了について、実施要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

フリガナ 児童 (生徒) 氏 名	年 月 日生	性 別	
		保護者名	
保護者住所			
在学学校名		学 年	年
通級による指導 終了の理由			
指導開始年月日		終了予定年月日	

【様式例 8】 通級による指導終了の通知（1）

＜在学校設置教育委員会→通級指導校設置教育委員会・通級指導校＞

文 書 番 号

平成 年 月 日

（通級指導校設置）教育委員会教育長

（ 通 級 指 導 校 ） 長 様

（在学校設置）教育委員会教育長 印

通級による指導の終了について（通知）

次の児童（生徒）の通級による指導の終了について、実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生	性 別	
		保護者名	
保護者住所			
在 学 校 名		学 年	年
通級指導校名			
通級による指導終了の理由			
教育支援委員会等の意見			
指導開始年月日		終了年月日	

※ 自校通級の場合は、当該手続きは不要。

【様式例 9】 通級による指導の終了の通知（2） <在学設置教育委員会→在学学校>

文 書 番 号
平成 年 月 日

（在学学校）長 様

（在学設置）教育委員会教育長 印

通級による指導の終了について（通知）

次の児童（生徒）の通級による指導の終了について、実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生	性 別	
		保護者名	
保護者住所			
在学学校名		学 年	年
通級による指導終了の理由			
教育支援委員会等の意見			
指導開始年月日		終了年月日	

【様式例 10】 通級による指導終了の通知（3） <在学設置教育委員会→保護者>

文 書 番 号
平成 年 月 日

（保護者）様

（在学設置）教育委員会教育長 印

通級による指導の終了について（通知）

次の児童（生徒）に対しては、通級による指導を終了させることにしましたので、実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

フリガナ 児童（生徒） 氏 名	年 月 日生	性 別	
		年 齢	
		学 年	
在 学 校 名			
通級指導校名			
通級による指導終了の理由			
教育支援委員会等の意見			
指導開始年月日		終了年月日	

文 書 番 号
平成 年 月 日

（保護者）様

（在籍校）長 印

通級による指導の終了・中止について（通知）

次の生徒に対しては、通級による指導を終了・中止させることにしましたので、通知します。

フリガナ 生徒名 氏名	年 月 日生	性 別	
		年 齡	
		学科・学年	
在籍校名			
設置校名			
通級による指導終了・中止の理由			
指導開始年月日		終了・中止年月日	

文 書 番 号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 あて

(在籍校) 長 印

通級による指導が必要な生徒について (通知)

次の生徒は、通級による指導を受けることが適当と思われるので、実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

フリガナ 生徒氏名	年 月 日生 (歳 月)	性 別	
		学科・学年	
		保護者名	
保護者の住所			
障害の状況			

【様式例 1 2】 通級による指導終了・中止予定の通知 <在籍校→県教育委員会>

文 書 番 号
平成 年 月 日

秋田県教育委員会教育長 あて

(在籍校) 長 印

通級による指導の終了・中止について (通知)

次の生徒の通級による指導の終了・中止について、実施要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

フリガナ 生徒氏名	年 月 日生	性 別	
		保護者名	
保護者住所			
学 科 名		学 年	年
通級による指導 終了・中止の理 由			
指導開始年月日		終了・中止 年月日	

文初特第 278 号

平成 5 年 1 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学長 殿
国立久里浜養護学校長

文部省初等中等教育局長

野 崎 弘

学校教育法施行規則の一部改正等について（通達）

このたび、別添 1 のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が、平成 5 年 1 月 28 日文部省令第 1 号をもって公布され、平成 5 年 4 月 1 日から施行されることになりました。また、別添 2 のとおり、「学校教育法施行規則第 73 条の 2 第 1 項の規定による特別の教育課程」が平成 5 年 1 月 28 日文部省告示第 7 号をもって告示され、平成 5 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

今回の改正等の趣旨、改正等の内容及び留意事項は、下記のとおりですので、各位におかれては、事務処理上遺漏のないようお願いします。

なお、都道府県教育委員会にあっては、その管下の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、その所轄の私立の小・中学校又は盲・聾・養護学校（高等部のみを設置する学校を除く。）を設置する学校法人等及び当該私立学校に対して、国立大学長にあっては、その管下の学校に対して、この趣旨を徹底されるようお願いします。

記

1 改正等の趣旨

今回の改正等は、小学校又は中学校（以下「小学校等」という。）に在学する心身の障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対する指導の一層の充実を図る観点から、小学校等の通常の学級に在学する心身に軽度な障害がある児童生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導の場で行われる特別の指導（以下「通級による指導」という。）を行う場合に、特別の教育課程によることができることとする趣旨であること。

2 改正等の内容

(1) 学校教育法施行規則の一部改正

① 小学校等において、次のアからオに該当する児童生徒（特殊学級の児童生徒を除く。）のうち、当該心身の故障に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとしたこと。（第73条の21第1項関係）

ア 言語障害者

イ 情緒障害者

ウ 弱視者

エ 難聴者

オ その他心身に故障のある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

② 特別の教育課程による場合においては、校長は、児童生徒が、当該学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることとしたこと。（第73条の22関係）

③ この改正は、平成5年4月1日から施行すること。（附則関係）

(2) 「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程」の告示

小学校等において、学校教育法施行規則第73条の21第1項各号の1に該当する児童生徒（特殊学級の児童生徒を除く。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次の①及び②に定めるところにより、当該児童生徒の心身の故障に応じた特別の指導を、小学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとしたこと。

① 心身の故障に応じた特別の指導は、心身の故障の状態の改善又は克服を目的とする指導とし、特に必要があるときは、心身の故障の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導（以下「各教科の補充指導」という。）を含むものとしたこと。

② 心身の故障に応じた特別の指導に係る授業時数は、心身の故障の状態の改善又は克服を目的とする指導については、年間35単位時間から105単位時間までを標準とし、当該指導に加え各教科の補充指導を行う場合は、おおむね合計年間280単位時間以内としたこと。

3 留意事項

(1) 通級による指導の対象となる児童生徒の就学指導に当たっては、市町村の就学指導委員会等の意見を聞き、心身の故障の状態及び特性等に応じて適切に行うこと。

また、児童生徒の心身の障害の状態の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。

- (2) 通級による指導を受ける児童生徒に係る週当たりの授業時数については、当該児童生徒の心身の状態を十分考慮して負担過重とならないよう配慮すること。
- (3) 学校教育法施行規則第73条の2第1項の規定により特別の教育課程を編成し、心身の障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行う場合には、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- (4) 他の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において通級による指導を受ける場合の取扱いについては、通級による指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、適切に行うこと。
- (5) 他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校にあつては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該児童生徒の氏名、在学している学校名、週当たりの通級による指導に係る授業時数及び指導期間等を記載し、適正に管理すること。また、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
- (6) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式2（指導に関する記録）の「指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間を記載すること。また、通級による指導の内容、指導の成果に関しては、必要に応じて、指導要録の様式2（指導に関する記録）の同欄に記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。
- (7) 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在学学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在学学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (8) 通級による指導を受ける児童生徒が在学する小学校等の設置者は、他の設置者が設置する学校において通級による指導を行う場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ通級による指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。
- (9) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。

17文科初第1177号

平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷真美

学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）

このたび、別添1のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第22号）」（以下「改正規則」という。）が、平成18年3月31日に公布され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。また、別添2のとおり「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する件（平成18年文部科学省告示第54号）」（以下「改正告示」という。）が、平成18年3月31日に告示され、平成18年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

- （1）平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査においては、小学校及び中学校の通常の学級において、学習障害（以下「LD」という。）・注意欠陥多動性障害（以下「ADHD」という。）等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が約6パーセント程度の割合で在学している可能性が示されている。こうした状況を踏まえ、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の通常の学級に在学しているLD又はADHDの児童生徒であって、一部特別な指導を必要とする者

については、適切な指導及び支援の充実を図るため、改正規則による改正前の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「旧規則」という。）第73条の21に基づく特別の指導（以下「通級による指導」という。）を実施することができることとする必要があること。

あわせて、旧規則第73条の21第2号に規定する情緒障害者については、その障害の原因及び指導法が異なるものが含まれていることから、この分類を見直す必要があること。

- (2) 障害のある児童生徒の状態に応じた指導の一層の充実を図り、障害の多様化に適切に対応するため、通級による指導を行う際の授業時数の標準を弾力化するとともに、LD又はADHDの児童生徒に対して通級による指導を行う際の授業時数の標準を設定する必要があること。

第2 改正の内容

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

- ① 通級による指導の対象となる者として、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を加え、これらに該当する児童生徒についても通級による指導を行うことができることとする。こと。（改正規則による改正後の学校教育法施行規則（以下「新規則」という。）第73条の21第6号及び第7号関係）
- ② 旧規則第73条の21第2号に規定される情緒障害者については、「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知）において「一 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」又は「二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」に該当する者を対象としてきたところである。しかし、近年、これらの障害の原因及び指導法が異なることが明らかになってきたことから、上記一に該当する者を「自閉症者」とし、上記二に該当する者を「情緒障害者」として分類を見直すこと。（新規則第73条の21第2号及び第3号関係）
- ③ ①及び②の改正に伴い、旧規則第73条の21各号の規定を整備すること。（新規則第73条の21第4号、第5号及び第8号関係）

- (2) 学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）の一部改正

通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導及び障害の状態に応じて各教科の内容を

補充するための特別の指導のそれぞれについて授業時数の標準を定めているところであるが、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までとすること。

また、新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとすること。（改正告示による改正後の学校教育法施行規則第73条の21の規定による特別の教育課程について定める件2関係）

第3 留意事項

- (1) 児童生徒が新規則における通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たっての留意事項については、別に通知するものであること。
- (2) 通級による指導においては、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導を行い、特に必要な場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うこととする位置づけについては、変更がないこと。

25文科初第756号

平成25年10月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な

程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加

でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、

指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、

乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

資料 4

28文科初第1038号

平成28年12月9日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を

受けた各地方公共団体の長

殿

附属高等学校を置く各国立大学法人学長

附属中等教育学校を置く各国立大学法人学長

附属特別支援学校高等部を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠

(印 影 印 刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第34号）及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第172号）が、平成28年12月9日に公布され、平成30年4月1日から施行することとされました。

改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

I 改正の趣旨

今回の制度改正は、平成28年3月の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成28年3月高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）（以下「協力者会議報告」という。）を踏まえ、現在、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするものである。

具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとするとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部（必修修教科・科目等を除く。）に替えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。

あわせて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであるとの趣旨を明確化するため、改正を行うものである。

II 改正の概要

第1 高等学校における通級による指導の制度化

1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）の一部改正

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。（規則第140条関係）
- (2) 規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。（いわゆる「他校通級」）（規則第141条関係）

2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号。以下「告示」という。）の一部改正

(1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第3款の1に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第4款の4、5及び6並びに同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。（本文関係）

(2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。（3関係）

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

1 告示の一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。（1関係）

III 留意事項

第1 高等学校における通級による指導の制度化関係

1 単位認定・学習評価等について

(1) 改正後の規則第140条の規定により特別の教育課程を編成し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として実施すること。

また、現在、高等学校学習指導要領の改訂について中央教育審議会で審議がなされているが、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」（平成28年8月26日教育課程部会）別紙6における記述をふまえ、高等学校学習指導要領の改訂（平成29年度末を予定）等においては、以下について記述を盛り込む予定であるため、この方向性を踏まえて対応いただきたいこと。

高等学校における通級による指導の単位認定の在り方については、生徒が高等

学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとする。

生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とすること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とすること。

- (2) 通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮すること。
- (3) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。

2 実施形態について

- (1) 通級による指導の実施形態としては、①生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択すること。
- (2) 他校通級の場合の取扱いについては、通級による指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定め、当該定めに従って実施すること。
- (3) 他校通級の生徒を受け入れる学校にあつては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級における当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況について評価する

こと。

- (4) 他の設置者が設置する学校において他校通級を行う場合には、生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒の教育について、あらかじめ他校通級を受け入れる学校の設置者と十分に協議を行うこと。

3 担当する教員について

- (1) 通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要であるが、特定の教科の免許状を保有している必要はないこと。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいこと。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級（他校通級の場合にあっては、在籍している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (3) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすること。
- (4) 通級による指導の担当教員の専門性向上のため、既に多くの教育委員会において実施されている高等学校段階の特別支援教育推進のための研修について、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた研修対象者の拡充や研修内容の充実に努めること。また、高等学校と特別支援学校の間で教員の人事交流を計画的に進めるなどの取組も有効であること。

4 実施に当たっての手続き等について

- (1) 通級による指導の対象となる生徒の判断手続等については、協力者会議報に示された、①学校説明会における説明、②生徒に関する情報の収集・行動場面の観察、③生徒と保護者に対するガイダンス、④校内委員会等における検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒や保護者との合意形成といったプロセス等を参考として、各学校や地域の実態を踏まえて実施すること。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、教育支援委員会等の意見も参考に、個々の障害の状態及び教育的ニーズ等に応じて適切に行うこと。また、生徒の障害の状態及び教育的ニーズ等の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な生徒の判断に当たっての留意事項等については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付文部科学省初等中等教育局長通知）を参照されたい。

- 5 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・引継ぎ等について
- (1) 対象生徒に対する支援内容に係る中学校からの引継ぎや情報提供のための仕組み作りが必要であることから、市区町村教育委員会においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、都道府県教育委員会とも連携しながら、通級による指導の対象となる生徒の中学校等在籍時における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成や引継ぎを促進するなどの体制の構築に努めること。なお、学習指導要領の改訂についての中央教育審議会における審議においては、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成する方向で議論されていることを踏まえること。
 - (2) 高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めること。
- 6 その他
- (1) 高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めること。また、通級による指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めること。
 - (2) 通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効であること。
 - (3) 都道府県教育委員会（市区町村立の高等学校がある地域においては、当該市区町村の教育委員会を含む。）においては、専門家チームや教育支援委員会による助言、巡回相談の実施、障害者就業・生活支援センター、NPO等の関係機関とのネットワークの活用、学校教育法第74条に基づく特別支援学校のセンター的機能の強化等により、高等学校への支援体制の強化に努めること。
 - (4) 通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となること。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めること。

第2 告示1ただし書きの改正の趣旨について

改正前のただし書きは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」と

いう通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化したものである。

したがって、当該改正部分は、高等学校のみならず、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程においても十分に留意することが必要であり、各設置者においては、各学校が通級による指導を教科等の内容を取扱いながら指導を行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう周知及び指導を徹底すること。

平成 30 年度通級指導教室設置校等一覧

	通級指導教室設置校等	主に対象とする障害		備考
		言語	LD等	
北	鹿角市立花輪小学校	○		
	鹿角市立花輪第一中学校		○	
	大館市立桂城小学校	○	○	
	大館市立扇田小学校		○	平成30年度種別変更
	大館市立第一中学校		○	
	北秋田市立鷹巣小学校	○	○	
	北秋田市立鷹巣南中学校		○	
	能代市立淳城南小学校	○	○	
	能代市立第四小学校		○	
	能代市立能代第二中学校		○	平成30年度新設
中	男鹿市立船川第一小学校	○		
	潟上市立大豊小学校		○	
	五城目町立五城目小学校		○	平成30年度新設
	秋田市立中通小学校	○	○	
	秋田市立旭南小学校	○		
	秋田市立土崎小学校	○	○	
	秋田市立桜小学校		○	
	秋田市立日新小学校		○	
	秋田市教育研究所 (秋田市立山王中学校)		○	
	由利本荘市立鶴舞小学校	○	○	
	由利本荘市立矢島小学校		○	
	由利本荘市立本荘北中学校		○	平成30年度新設
	にかほ市立象潟小学校	○		
	にかほ市立仁賀保中学校		○	
秋田県立秋田明德館高等学校		○	平成30年度新設	
南	大仙市立大曲小学校		○	平成30年度新設
	大仙市立花館小学校	○	○	
	大仙市立大曲中学校		○	
	仙北市立角館小学校	○	○	
	仙北市立角館中学校		○	
	仙北市立生保内小学校	○		
	美郷町立六郷小学校		○	
	横手市立朝倉小学校	○	○	
	横手市立横手北中学校		○	
	横手市立十文字第一小学校		○	
	湯沢市立湯沢西小学校	○	○	
	湯沢市立湯沢南中学校		○	
	羽後町立西馬音内小学校		○	
計	38校	15教室	33教室	

参考図書

「改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A」

文部科学省 編著 佐伯印刷（株）